

小玉重夫『教育政治学を拓く 18歳選挙権の時代を見すえて』

渡 邊 真 之・松 井 健 人

研究室紀要 第43号 別刷

東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室

2017年7月

小玉重夫『教育政治学を拓く 18歳選挙権の時代を見すえて』

渡 邊 真 之・松 井 健 人

1. はじめに

本書『教育政治学を拓く 18歳選挙権の時代を見すえて』（勁草書房、2016年）は、本コースの教員である小玉重夫による著作である。本書は、「教育学と政治学を架橋する教育政治学を構想する」（ii頁）ことをモチーフとしており、小玉が『教育改革と公共性 ポウルズ＝ギンタスからハンナ・アレントへ』（東京大学出版会、1999年）以来続けてきた教育と政治をめぐる研究の集大成と呼べるものである。

日本において教育が「脱政治化」されてきたという認識に基づく本書においてキーワードとなるのは、「教育の再政治化」という概念である。2016年夏に行われた選挙において、日本ではじめて18歳選挙権が実現し、学校は学校外の「政治」と意識的に向き合わざるを得ない状況が生じている。本書はこのような状況を「教育の再政治化」の契機として捉え、教育と政治の関係性を再考することを目指している。

本書は、第1章から第3章までを第I部、第4章から第6章までを第II部、第7章から第9章までを第III部とする、計9章によって構成されている。以下、本書の概要を確認したうえで、教育学研究におけるその意義を問う。

2. 本書の概要

第I部の第1章から第3章では、戦後日本における教育と政治の関係性が、教育の「脱政治化」および「再政治化」を軸として記されている。

第1章「戦後教育の脱政治化」では、戦後から1960年代にかけて、日本の教育における「政治的子ども・青年把握」が「教育的子ども・青年把握」へと移行していった様相が描かれている。保護の対象、進歩の担い手として子ども・青年を把握する「教育的子ども・青年把握」が、戦後日本における教育の脱政治化を引きおこしたと小玉は分析している。1990年代以降登場した「共同体の担い手としての子

ども・青年把握」も、根本的には「教育的子ども・青年把握」を問い直せていないという。小玉がこの状況をふまえて強調するのは、子ども・青年を「異質な他者」（23頁）として捉える視点の必要性であった。

第2章「教育実践史における再政治化の系譜」では、第1章で説明したような「脱政治化」していた戦後の教育学・教育実践の一方で、「教師の権力性批判」を意識した教育実践のなかには「再政治化」の可能性が存在していたことが示唆されている。本章では、諏訪哲二らプロ教師の会の言説に着目し、教師の権威性批判が70年代以降どのように展開したのかを俯瞰している。諏訪らによる取り組みには近代学校と教師性の脱構築への模索があったものの、彼らの実践的挑戦は挫折し、1990年代以降は教師の権威性の擁護へとまわったという（37頁）。諏訪らの挑戦から、小玉は「自らの権力存在性に自覚的であり、その脱構築へのセンスをもった政治的コーディネーター」（46頁）という新たな教師像を提示している。

第3章「自由化のパラドクスと「政治」の復権」では、アメリカ・イギリスの動向と比較しながら、日本の1990年代以降における教育改革の動向が焦点となっている。90年代以降の教育における「自由化」には規制緩和等が含まれるものの、これらの改革によって公教育もまた「政治的な対立、争点から中立ではあり得なくなる」（65頁）のであり、教育における「政治」の復権としても捉えられると小玉は論じている。こうした教育をめぐる状況のなかで、小玉は2015年の18歳選挙権の成立が、福祉国家の再定義とポスト福祉国家におけるシティズンシップの構築という日本独自のジレンマを克服する鍵となると述べている。

第II部の第4章から第6章では、「ポスト福祉国家」をキーワードに、どのような「シティズンシップ」のあり方が構想できるのか、1990年代以降の教育の再政治化を視野に入れた「教育政治学」の構想が政治学の研究蓄積に基づいて論じられている。

第4章「シティズンシップのアポリアとしての包

撰と排除」では、ポスト福祉国家における政治社会からの「包摂」と「排除」の様相について、ギデンズ、ハート＝ネグリ、アガンベン（そして最終的にはアレント）に着目しながら検討されている。ソーシャル・キャピタルにもとづくシティズンシップ論を構想するギデンズや、マルチチュード論を唱えるハート＝ネグリに対し、小玉は「包摂／排除の境界線それ自体を無化しようとする」（101頁）アガンベンのホモ・サケル論を評価しつつ、最終的には「公共的空間への現れを積極的に位置づける」（103頁）アレントの議論に可能性を見出している。

第5章「教育政治学の可能性」では、アルチュセール以後のイデオロギー論に着目し、「学校」の役割を明らかにすることを試みている。本章での分析から、「学校はあらゆる政治権力から独立した中立的な場でもなければ、あらかじめ決定された社会統制に寄与する支配装置でもなく、「社会的再生産の政治的帰趨がゆだねられている場として捉え直す」（115頁）ことができると小玉は分析する。この分析に基づいて、小玉は「学校の内的事項と外的事項を架橋する実践知」（116頁）としての教育政治学の必要性を強調している。

第6章「教育における遂行中断性」では、「遂行性」（performativity）に着目することで、これまで「新自由主義」的として批判されてきた1990年代以降の教育改革の新たな側面を明らかにしている。これまで、新自由主義的な教育改革によって説明責任と遂行性が強調されてきたことで、教師は教師としてのアイデンティティが過剰に要求され、不安や葛藤を抱えてきたという。このような「遂行性」の限界に対し、小玉は「遂行中断性」に着目している。学校における「遂行中断性」の例として、「教師としての役割遂行をいったん中断し、新しい公教育の創設に参加する市民」（138頁）として参加することやコミュニティ・スクールなどが挙げられている。最終的に小玉は、今日の教育改革は、教師を過剰に追い込む可能性がある一方で、「市民参加型の新しい公教育創設を促す芽も存在しているのではないだろうか」（139頁）と結論付けている。

第Ⅲ部「実践：政治的シティズンシップの方へ」では、小玉が重ねて主張する「政治的コーディネーター」としての教師を通じたシティズンシップ教育の成立条件が検討されている。

第7章「ボランティアから政治的シティズンシッ

プへ」では、ボランティア運動の高揚を背景とした日本国内におけるシティズンシップへの関心の高まりをふまえ、ボランティアとシティズンシップの関係が理論的・思想的に探られている。「地域社会や共同体を構成する市民の資質を指すものとしてシティズンシップを位置づける」（152頁）ロバート・パトナムの論に、小玉は動員機能という問題点を見出している。小玉はハリー・ボイトのシティズンシップ論に着目し、ソーシャル・キャピタル論に基づく権力や政治の観点を捨象したシティズンシップではなく、「異質な他者と関わり合う政治的スキル」（160頁）としての「政治的シティズンシップ論」が構想可能であるとしている。

第8章「政治的シティズンシップの諸相－クリック・レポートの思想的背景」では、イギリスのシティズンシップ教育政策を理論的に主導したバーナード・クリックの思想が検討されている。クリックは、ボランティア活動一辺倒になりがちなシティズンシップ教育から、「政治文化の変革を担う積極的な市民」の育成（168頁）をシティズンシップ教育の中心にすべきだと論じているという。小玉はクリックの姿勢を合意形成や構想性の顕在化への楽観主義がないと分析し、熟議民主主義と討議民主主義を媒介する「クリックのしたたかな思考」（174頁）を評価している。

第9章「論争的問題と政治的リテラシー」では、クリックの議論を参照しつつ、「政治的リテラシーの教育」のもつ可能性が検討されている。クリックによれば「論争的問題をどう教えるか」という点こそが、政治的リテラシーの教育において、中心をなしている（181頁）のであり、その際に重要になってくるのは「争点を知る」（182頁）ことだと小玉はクリックの議論を整理している。論争的問題の論点を深く知るためには対話的思考が不可欠であり、既存の社会に適応する「良き市民」から、政治的判断力を持つ「無知な市民」（187頁）が要請されているという。

終章「18歳選挙権の時代に教育の再政治化と向き合うために」では、アレントによる憲法制定権力の視点が取り上げられ、日本においてはこの憲法制定権力の立論と教育基本法第一四条第一項が等閑視されてきたと指摘されている。小玉は現代では「この空洞化していた憲法制定権力をどのように位置づけ直すかがあらためて問われている」（193頁）とし、

2015年文科省通知を逆手に取れば高校生を政治的主体として形成し、「学校の外に高校生の自由なアソシエーションをつくり出していく」(199頁)可能性も存在すると論じている。この時重要になるのは「政治的コーディネーター」としての教師であり、教師は「教える」のではなく学校や教室を「論争的な対話空間に組み替えていく」(200頁)必要性があると論じて本章は閉じられている。

本書は、歴史・理論・実践という3つの枠組みを通して教育政治学の構想が示されている。私自身としては、第2章でふれられている戦後日本における教育の再政治化の可能性の探求は、興味深く読んだとともに、今後の研究の蓄積が待たれる分野であるように思われた。小玉は、教師の権威性批判の代表として諏訪哲二らプロ教師の会を取り上げているが、このような教師や学校の権威性批判は1970年代における「新しい教育運動」¹⁾のなかでは必ずしもめずらしいものではなかった。例えば、「障害児」の普通学校・普通学級への就学を求める運動のなかでは、「専門家」として障害児を選別する教師ではなく、あくまで「しろうと」として子どもに関わる視点や思想が強調されることもあった²⁾。1970年代において学校の同質性を批判したこうした主張には、小玉が本書で展開する論点と重なるものが多いように思われる。1970年代に教育の「再政治化」の可能性がどのように生じ、いかにしてついでってしまったのか、より詳細な検討が必要になるのではないだろうか。

(渡邊真之)

3. 本書の展望と課題—18歳選挙権導入を経て—

本書は18歳選挙権導入がなされて間もない2016年8月に出版された。本書評執筆時(2017年5月)では、18歳選挙権導入から1年が経過したことになる。今後、高等学校を始めとした政治教育は確かにより求められていくだろう。では、そのとき、政治教育はどのような実践を取りうるのだろうか。本節では、とくに第Ⅲ部の「実践」を構想する論理に焦点をあてて書評とする。

さて、本書が教育の実践面において取る方向性は、以下のように提示できるだろう。すなわち、「公共性に責任を負う学校での政治教育が高校生を政治的主体として形成し、その高校生が学校の外で自らの判

断で政治的活動を行なっていく、そして、学校の外に高校生の自由なアソシエーションをつくり出していく」(199頁)ことである。そのために、クリックの議論に基づいて、学校内では生徒が「争点を知る」(182頁)ことが重視され、教師の実践においては「遂行中斷性」(第6章)が提唱される。

しかし、小玉が提唱するこの見取り図に対しては、少なからぬ疑問を抱かざるを得ない。果たして現代の教育を取り巻く環境において、「学校外」と「学校内」を明確に二分し、前者を高校生の政治活動圏内とし、後者を論争的な課題を知る場、として措定できるのだろうか。

果たせるかな、すでに教育現場からは、この二分法を解体するような現実が報告されている。つまり、学校機構が高校生の学校外の政治活動をもその範疇に収めようとする実践(政治活動に対して申告制を課すことによって生徒の行動を把握する)がすでに展開されているのである³⁾。

そもそも、本書の議論を振り返れば、「政治的意味空間の解体」は、企業社会・学校・家庭のトライアングルと、そこで行われる労働者・家族・子どもの馴化を通して発生したものである(58頁)。この企業社会・学校・家庭のトライアングルが成立し、その外部などあたかも存在しないような構造が70年代以降存続してきたのである。確かに、90年代以降、このトライアングルは解体されつつある(68頁)。それゆえに無前提にこのトライアングルに依拠することはできないが、日本における政治的意味空間が未形成であったために(68-72頁)、このトライアングルに替わる構図が成立したわけではない。ならば、学校外/学校内の二区分を導入し、前者を高校生の自由な政治活動圏内とすることは(理論的に可能であるが)、これまでの歴史から考えれば、依然として困難な試みではないだろうか。つまり、本書が持つ実践面での課題は、「学校内/学校外」の区別を強固な枠組みとして導入している点と指摘できるだろう。

最後に、小玉が提唱する「教育政治学」という新領域・分野の可能性と課題について述べる。

本書を特徴づけるのは、狭義の教育思想・教育哲学にとどまらないその射程の広さである。アルチュセール、デリダ、アガンベンを始めとした現代思想と、ピースタを始めとした最新の教育思想を取り入れ、教育学と政治学の両分野にわたる議論を参照したうえで、これまでの戦後教育の「脱政治化」とい

う課題を指摘し、その上で現実の教育実践を構想してゆく著述の流れは、まさしく小玉の博識と射程の広さの面目躍如と言うべきところである。

だが、そうであるがゆえに、その縦横無尽な思想的連関と射程の広さは「教育政治学」の輪郭・独自性を見えにくくしている。つまり結局のところ、「教育政治学」が、教育の再政治化という時代状況に要請された、政治学的（むしろ政治思想的）要素を含んだ教育思想に収斂するかのようには読めてしまう。おそらくこれは書評子の誤読であろうが、判然としなかったため、問いとして記しておきたい。

批判的な論調となってしまったが、それだけ本書が提起する問題の意義が大きかったと言えるだろう。いずれにせよ、本書はこれからの教育と政治の関わり、教育の歴史、実践を考えるうえでも非常に示唆に富む好著である。上に指摘した課題は我々も

引き受けていかななくてはならない教育の課題であり、引き続き、著者の興味深い論考に注目していきたい。（松井健人）

注

- 1) 例えば、広瀬隆雄「変容する教育運動を探る—＜新しい教育運動＞の現状とその特質—」岡村達雄編『教育の現在 第3巻 教育運動の思想と課題』、社会評論社、1989年など。
- 2) 例えば、篠原睦治『「障害児の教育権」思想批判』、現代書館、1986年など。
- 3) 広田照幸、新潟昌幸、吉田英文、斎藤一久「18歳選挙権と政治教育、主権者教育——2016年夏までの選挙を振り返って」『法学セミナー』、第62巻第1号、2017年、52頁。